足立区省エネルギー対策工場設備更新補助金交付要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、エネルギーを大量に消費する工場を有する中小企業者に対し、脱炭素化促進のために、省エネ機器への更新により消費電力等の減少及び温室効果ガスの排出量削減を行うための経費の一部を補助することにより、区内の低炭素社会への転換の一助とすることを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　認可工場　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号。以下「環境確保条例」という。）第８１条に基づき受けた工場の設置の認可に係る工場をいう。

（２）　中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。

（３）　省エネ診断　東京都若しくは経済産業省による委託事業又は経済産業省による補助金を受けて行う省エネルギー化推進のための診断等をいう。

（４）　生産機器　認可工場に設置され、製造物を作るために電力又は燃料を用いて使用される機器をいう。

　（補助金の交付対象）

第３条　この要綱に基づく補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象者は、次の要件の全てを備えていなければならない。ただし、区長が特に認めたものは、この限りではない。

（１）　中小企業者であること。

（２）　対象の認可工場の事業が、日本標準産業分類（令和５年総務省告示第２５６号）における製造業であること。

（３）　次に掲げる要件を全て満たす生産機器に更新し、又は更新する予定である者であること。

ア　第６条第１号に規定する補助対象経費に係る補助金にあっては、当該省エネ診断書に当該生産機器に関する記載があること、同条第２号に規定する補助対象経費に係る補助金にあっては、省エネ診断書に当該生産機器に関する記載があり、かつ、その生産機器の更新による二酸化炭素の削減効果が１０％以上見込めること。

イ　更新前の生産機器と同種の生産機器に更新すること。

ウ　５年以上継続して足立区内で使用する見込みがある生産機器であること。

エ　過去にこの要綱に基づき受けた交付決定に係る生産機器でないこと。

（４）　区内で３年以上同一の事業を営む個人又は法人であること。

（５）　対象の認可工場が第８条に規定する認定申請の日において、環境確保条例に基づく工場の設置の初回認可日から１年以上経過していること。

（６）　第６条第２号に規定する補助対象経費に係る補助金にあっては、当該中小企業者が個人事業主の場合、本補助金の申請を行う直近において住民税及び個人事業税の滞納がないこと。

（７）　第６条第２号に規定する補助対象経費に係る補助金にあっては、当該中小企業者が法人の場合、直近の法人住民税（当該法人の法人住民税が非課税である等の事情がある場合にあっては、法人税）及び法人事業税の滞納がないこと。

（８）　本補助金の交付を受けようとする経費について、国、地方公共団体又はこれらに準じる公的機関から類似する補助金の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。

（９）　当該年度において、本補助金の申請を行っていないこと。

（１０）　当該中小企業者の発行済株式総数又は出資総額について、その２分の１以上が単独の大企業（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）により保有し、又は出資されていないこと。

（１１）　当該中小企業者の発行済株式総数又は出資総額について、その３分の２以上が複数の大企業により保有し、又は出資されていないこと。

（１２）　当該中小企業者の役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務していないこと。

（１３）　大企業が実質的に当該中小企業者の経営に参画していないこと。

（１４）　宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体又は当該団体の関連団体でないこと。

（１５）　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法若しくは日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人でないこと。

（暴力団の排除）

第４条　前条に定めるもののほか、足立区暴力団排除条例（平成２４年足立区条例第３７号）第７条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としない。

（１）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団

（２）　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（３）　法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

２　区長は、必要に応じ、本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は交付決定事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを警視庁に対して確認を行うことができる。

（事前相談）

第５条　本補助金の交付を受けようとする者は、第８条又は第１１条に規定する認定申請を行う前にあらかじめ足立区環境部生活環境保全課に相談しなければならない。

（補助対象経費）

第６条　本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。この場合において、消費税又は手形、小切手、クレジットカード若しくは法定通貨以外のクーポン、ポイント等で支払った経費については、補助対象経費から除外する。

　（１）　省エネ診断費

　（２）　生産機器の機器本体の購入費（当該費用が２００万円以上である場合に限る。）

（補助割合及び金額）

第７条　本補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の種別の区分に応じて、当該各号に定める金額とする。

　（１）前条第１号に規定する補助対象経費に係る補助金　当該補助対象経費の全額に相当する額（ただし、１００円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、補助上限額を２万円とする。

　（２）前条第２号に規定する補助対象経費に係る補助金　当該補助対象経費の２分の１に相当する額（ただし、１，０００円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、補助上限額を５００万円とする。

（省エネ診断補助金の申請）

第８条　第６条第１号に規定する補助対象経費に係る補助金の交付を受けようとする事業者（以下「１号申請者」という。）は、省エネ診断費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（１）　領収書の写し等、省エネ診断費用を支払ったことが分かる書類

（２）　省エネ診断書

（３）　購入予定の生産機器又は省エネ診断書に明記された生産機器の見積書

（４）　その他区長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請の受付は、当該申請を行う年度の４月１日（当該日が日曜日、土曜日又は祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める国民の祝日をいう。）（以下これらを「休日等」という。）に当たる場合にあっては、当該日の直後の休日等でない日）から当該年度の３月１５日（当該日が休日等に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日）までの期間に行うものとする。

３　第１項の規定により受け付けた申請の審査は、請求書の提出順に行うものとする。

（省エネ診断補助金の交付決定及び申請却下）

第９条　区長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、第３条第１項各号に規定する交付対象者に適合し、又は同項ただし書の規定により区長が特に認めたときは、予算の範囲内で本補助金の交付を決定するとともに省エネ診断費補助金交付決定通知書（第２号様式）により当該１号申請者に通知する。

２ 区長は、１号申請者について第３条に規定する交付対象者に適合しないと認めたとき又は予算の範囲を超えるときは、省エネ診断費補助金不交付決定通知書（第３号様式）により当該申請者に通知する。

３　区長は、第１項の規定による交付決定に条件を付すことができる。

（補助金の請求及び交付）

第１０条 前条１項の通知を受けた１号申請者が当該補助金を請求しようとするときは、速やかに省エネ診断費補助金交付請求書兼口座振込依頼書（第４号様式）を区長に提出しなければならない。

２　区長は、前項の規定により本補助金の請求を受けたときは、請求内容を確認の上、本補助金を支払うものとする。

（生産機器費用の補助金の認定申請）

第１１条　第６条第２号に規定する補助対象経費に係る補助金の交付を受けようとする事業者（以下「２号申請者」という。）は、省エネルギー対策工場設備更新補助金申請書（様式第５号）に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（１）　２号申請者が個人事業者の場合は、住民票、直近の個人事業税納税証明書又は非課税証明書及び住民税納税証明書又は非課税証明書

（２）　２号申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び直近の法人住民税・法人事業税納税証明書又は非課税証明書

（３）　省エネ診断書

（４）　購入予定又は省エネ診断書に明記された生産機器の見積書

（５）　区内で３年以上同一の事業を営んでいることが分かる書類

（６）　その他区長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請の受付は、当該申請を行う年度の４月１日（当該日が休日等に当たる場合にあっては、当該日の直後の休日等でない日）から当該年度の１１月末日（当該日が休日等に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日）までの期間に行うものとする。

３　前項の規定により受け付けた申請の審査は、申請書の提出順に行うものとする。

（補助金の認定及び申請却下）

第１２条　区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第３条第１項各号に規定する要件を全て備えていると認めたとき又は同項ただし書の規定により区長が特に認めたときは、本補助金の交付対象事業として認定し、予算の範囲内で交付限度額を定め、省エネルギー対策工場設備更新補助金認定通知書（様式第６号）を当該２号申請者に交付する。

２　区長は、前項の規定による認定に条件を付すことができる。

３　区長は、第１項に規定する審査において補助交付が不適当であると認めたとき又は予算の範囲を超えるときは、当該申請の不認定を決定し、省エネルギー対策工場設備更新補助金不認定通知書（様式第７号）によりその結果を当該２号申請者に通知するものとする。

４　第１項の規定による認定を受けた事業者（以下「事業対象者」という。）は、原則として、生産機器の更新に伴い、環境確保条例第８２条の規定に基づく工場の変更の認可を受けなければならない。ただし、同条第１項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

（申請の取下げ）

第１３条　事業対象者が当該補助金の申請を取り下げようとするときは、省エネルギー対策工場設備更新補助金取下申請書（様式第８号）をあらかじめ区長に提出しなければならない。

（申請内容の変更等）

第１４条　事業対象者は、認定に係る生産機器の型番等の軽微な変更をしようとするときは、省エネルギー対策工場設備更新補助金事業計画変更申請書（様式第９号）をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、この変更により決定した交付限度額が減少することがあるが、増額することはない。

２　区長は、事業対象者が前項の申請書を提出するに当たり、必要な書類の提出を指示することができる。

３　区長は、第１項の申請書の提出を受けたときは、その内容を再審査の上、変更を承認する場合は省エネルギー対策工場設備更新補助金事業計画変更承認通知書（様式第１０号）により、承認しない場合は省エネルギー対策工場設備更新補助金事業計画変更不承認通知書（様式第１１号）により、事業対象者に通知する。

４　区長は、前項の規定による承認に際し、条件を付すことができる。

（補助金の交付申請）

第１５条　事業対象者は、省エネルギー対策工場設備更新補助金交付申請書（様式第１２号）に補助対象経費の支払に係る根拠書類（通帳又は振込明細、領収書等をいう。）を添付して区長に提出しなければならない。

２　前項に規定する経費の支払方法は、金融機関等に記録が残る支払方法とする。

（補助金の額の決定）

第１６条　区長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、内容を審査し、及び当該申請書に係る生産機器の設置状況等について検査を行い、補助金交付限度額の範囲内で交付額を決定する。この場合において、当該申請における補助対象経費の支払に疑義がある場合は、当該疑義があった経費を対象経費から除外することができる。

２　区長は、本補助金の交付を決定したときは、省エネルギー対策工場設備更新補助金交付決定通知書（様式第１３号）により、事業対象者に通知する。

３　区長は、第１項に規定する審査に当たり必要と認める場合は、追加の書類の提出を求めることができる。

（補助金の請求及び支払）

第１７条　前条の通知を受けた事業対象者が当該補助金を請求しようとするときは、区長の指定する日までに、省エネルギー対策工場設備更新補助金交付請求書兼口座振込依頼書（様式第１４号）を区長に提出しなければならない。

２　前項の規定による当該補助金の請求は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める認定等を受けた後でなければ、することができない。

（１）　生産機器の更新に伴い、環境確保条例第８２条の規定に基づく工場の変更の認可を受けた場合　同条例第８４条第２項の規定による知事の認定

（２）　当該生産機器の更新が、環境確保条例第８２条第１項ただし書に規定する軽微な変更であって規則で定めるものに該当していた場合　当該生産機器の導入後の工場が、環境確保条例に定める規制基準を満たしていることの確認

３　区長は、第１項の規定により請求を受けたときは、請求内容を確認の上、当該補助金を支払うものとする。

（処分の制限）

第１８条　第６条第２号に規定する補助対象経費に係る補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付対象となった生産機器をその補助金が交付された日から、当該日が属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年を経過する日までの間以内に処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、使用の本拠を区外へ変更し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）をしようとするときは、あらかじめ省エネルギー対策工場設備更新補助金財産処分承認申請書（様式第１５号）を区長に提出し、承認を受けなければならない。

２　区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、やむを得ない事由による場合など正当な理由があると認めるときのみ、財産の処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対し省エネルギー対策工場設備更新補助金に係る財産処分承認通知書（様式第１６号）により通知する。

３　区長は、第１項の規定による申請について正当な理由がないと認めたときは、省エネルギー対策工場設備更新補助金に係る財産処分不承認通知書（様式第１７号）により当該申請者に通知する。

（区内での移転）

第１９条　第６条２号に規定する補助対象経費に係る補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付対象となった生産機器をその補助金が交付された日から、当該日が属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年を経過する日までの間以内に、足立区内の他の認可工場への使用の本拠の変更（以下「移転」という。）をしようとするときは、あらかじめ省エネルギー対策工場設備更新補助金移転承認申請書（様式第１８号）を区長に提出し、承認を受けなければならない。

２　区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、移転の承認を決定するとともに、省エネルギー対策工場設備更新補助金に係る移転承認通知書（様式第１９号）により、正当な理由がないと認めたときは、省エネルギー対策工場設備更新補助金に係る移転不承認通知書（様式第２０号）により、当該申請をした者に通知する。

３　前項の承認を受け、移転をしようとする者は、移転先の認可工場（第３条第５号の認可工場に限る。）について、原則として、環境確保条例第８２条に基づく工場の変更の認可を受け、及び同条例第８４条の規定に基づく完成届を提出し、認定を受けなければならない。

（決定の取消し）

第２０条　区長は、本補助金の交付決定又は認定（以下「交付決定等」という。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽の申請その他の不正の手段により、交付決定を受けたとき。

（２）　第１８条第２項の処分の承認を受けずに、生産機器を処分したとき。

（３）　当該交付決定を受けた者から第１３条の規定による省エネルギー対策工場設備更新補助金取下申請書の提出があったとき。

（４）　その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

２　区長は、前項の規定による取消しを行った場合は、速やかに省エネルギー対策工場設備更新補助金交付決定及び補助金交付対象事業の認定取消通知書（様式第２１号）により当該交付決定等を受けた者に対し通知する。

　（補助金の返還）

第２１条　区長は、前条の規定により本補助金の交付決定等を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に本補助金が交付されているときは、省エネルギー対策工場設備更新補助金返還通知書（様式第２２号）により、期限を定めて返還させることができる。

（補助金の経理等）

第２２条　本補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした挙証資料を整理し、かつ、これらの書類を本補助金の交付日の属する会計年度の終了後５年間保管しなければならない。

　（検査）

第２３条　本補助金の交付を受けた者は、区長が補助事業に係る経理及び生産機器の設置等の状況について検査又は報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

　（公表）

第２４条　区長は、本補助金の交付を受けた者の名称、住所又は所在地及び対象生産機器を公表することができる。

　（委任）

第２５条　この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付等に関し必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和５０年足立区規則第６号）による。

　　　付　則（５足環活発第１９７７号　令和６年３月２８日　区長決定）

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

　　　付　則（６足環活発第１９６８号　令和７年３月３１日　区長決定）

　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。